

令和5年7月7日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
新型コロナ対策・健康
危機管理担当大臣

様

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議員 五日市 王

新型コロナウイルス感染症に対する適切な対応を求める意見書

新型コロナウイルス感染症に対する適切な対応を図るよう強く要望する。

理由

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行したが、ワクチン接種の努力義務のほか、効果的な場面等や症状のある場合におけるマスクの着用など、国民は引き続き対策を求められている。また、ワクチン接種による副反応や後遺症に苦しんでいる人がいる状況にある。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症への適切な対応を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 子どもへのワクチン接種は、本人及び保護者が正しい情報を取得した上で判断することができるよう十分に周知すること。
- 2 厚生労働省のホームページで公表されている副反応疑い事例について、保護者が理解できるよう情報提供を行うとともに、ワクチン接種前の問診において、保護者が副反応について十分に理解していることを確認する体制を整えること。
- 3 マスクの着用は本人の意思を尊重するものであり、着脱を強いられるものではないことの周知を徹底すること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。